

高齢者・障がい者虐待防止のための指針

社会福祉法人 丹波市社会福祉協議会

1 虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者・障がい者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

社会福祉法人丹波市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）は、高齢者・障がい者の安全と人権保護の観点から適正な支援が実施され、その自立と社会参加のための支援を妨げることをしないよう高齢者虐待防止法及び障害者虐待防止法に基づき、すべての職員が高齢者・障がい者の虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定する。

2 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

（１）虐待防止委員会の設置

社協は、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。委員会に関する事項は、虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会設置要綱に定める。

（２）各事業所の虐待防止の担当者

各事業所の虐待防止の担当者は、管理者とする。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

（１）職員の定期的な外部研修の受講

職員は、丹波市や兵庫県社会福祉士会等の外部機関が主催する虐待防止のための研修を１年度に１回以上受講するものとする。ただし、臨時職員については、職員が受講した研修を事業所内で伝達することとする。

（２）委員会による研修

委員会の研修は、（１）の受講状況を踏まえ、当該年度内にすべての職員が虐待防止のための研修を受講できるよう必要に応じて企画し、実施する。

（３）新規採用職員に対する研修

新規採用職員に対しては、各事業所において本指針、虐待の定義、虐待を疑う場合の相談報告体制、その他高齢者・障がい者の権利擁護について研修を行う。

（４）実施内容の記録

（１）（３）の実施内容は「職員研修要綱」に定める研修受講報告書に受講した職員が記録し、（２）の実施内容は委員会事務局が記録する。いずれの記録もその写しを事業所において５年間保管する。

4 虐待要因の除去と早期発見

職員は、高齢者及び障がい者の支援に際し、常に虐待となる要因の除去と早期発見に努めなければならない。

5 虐待を疑う場合等の相談報告体制及び対応方法に関する基本方針

(1) 事業所内の相談報告体制

職員は、利用者、利用者家族、地域住民、他事業所等から虐待を疑う相談を受けた場合は、速やかに虐待防止担当者に報告する。

(2) 行政機関への相談報告体制

事業所は、(1) の対応の上、速やかに、行政機関へ報告・相談する。

(3) 行政機関への協力等

事業所は、(2) により行政機関へ報告・相談した後、行政機関の調査・対応に協力するものとする。

(4) 緊急性の高い場合

事業所は、緊急性の高い場合には行政機関の担当部署（以下「行政機関」という。）及び警察等の協力を要請し、高齢者または障がい者の権利と生命の保全を最優先に対処する。

(5) 委員会への報告

事業所の虐待防止担当者は、(1) ～ (4) の対応を行った場合は様式第 1 号により速やかに虐待防止委員会に報告する。

6 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

7 虐待等に係る苦情解決方法

虐待等に係る苦情解決方法は、「福祉サービスに関する苦情解決規程」を適用する。

8 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族がいつでも事業所で閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

附則

この指針は、令和 6 年 3 月 1 日より施行する。

附則（令和 6 年 11 月 1 日決裁）

この指針は、令和 6 年 11 月 1 日より施行する。

虐待に関する相談及び対応に関する報告書

報告者 _____

所 属 _____

(虐待防止担当者： _____)

相談受付日時	令和 年 月 日 時 分頃			
相談者	<table><tr><td></td><td>対象者との関係</td><td></td></tr></table>		対象者との関係	
	対象者との関係			
相談内容				
関係図 (エコマップ)				
行政機関への 相談状況	※行政機関への相談・報告日（令和 年 月 日） 【その後の相談経過】			